

[事案 28-49] 損害賠償等請求

・平成 29 年 1 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

契約者貸付が会社の定める金額を超えた場合には年金が支払われないことの説明がなかったことなどを理由に、年金支払開始時点における積立金にもとづく年金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 2 月に個人年金保険を契約し、平成 6 年 4 月に個人年金保険料税制適格特約を付加していたが、以下の理由により、年金給付総額から年金支払開始時の推定元利合計金を控除した残額を、年金で支払ってほしい。

- (1) 契約の申込み時にも、特約の申込み時にも、募集人からは、契約者貸付が会社の定める金額を超えた場合には年金が支払われないことについての説明はなかった。また、契約者貸付を利用しても、年金は減額されて支給されるという説明を受けていた。
- (2) 契約時に交付された「ご契約のしおり」にも、「特約を付加している契約について・・・毎年の年金を相殺する」旨の記載があり、平成 27 年に交付された「しおり」にも「契約者貸付の元利金を差し引いて精算する」旨の記載があるが、会社所定の貸付金額を超えた場合には、年金では支払われない旨の記載はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約において、貸付元利金が会社の定める金額を超える場合は、本契約は消滅する旨が定められている。
- (2) 契約内容は、必ずしも口頭で説明をする必要はなく、書面でもよい。
- (3) 申立人の主張を裏付ける証拠はなく、また、仮に「契約者貸付を利用しても、その分が減額されて年金の給付が受けられる」旨の説明がなされていても、貸付元利金が会社の定める金額を超えていなければ減額された年金が給付されるのであり、この説明は必ずしも誤りではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時、特約申込時の状況を把握するため、申立人および募集人が所属していた営業所の所長に対して事情聴取を行った。なお、募集人に対する事情聴取は事情により行えなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、年金支払開始時点における積立金にもとづく年金の支払いを求める申立人の主張は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 申立人は、特約の付加時点で、募集人に契約者貸付を受けた場合の年金額について質問を

し、募集人はその分が減額されて(控除されて)年金が支払われると回答したとしている。この場合、本来、より丁寧に申立人がどのような場合を想定しているのかを確認し、それに沿った適切な説明をすることが望まれる。

- (2) 所長は、「募集人は、特約がある場合の年金の給付については契約者貸付金の額の制限があることを分かっていなかったと思う」と述べており、これが事実とすれば、募集人が、申立人の質問の意図をくみ取れず、不適切な説明をした可能性もないとは言えない。